

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日（金）第 705 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（市町村課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（※）（財政課取扱い） 2
- 鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- 鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（障害福祉課取扱い） 9
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（※）（生活衛生課取扱い） 10
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 11

訓 令

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令の読点の表記を改める規程（※）（感染症対策課取扱い） 11
- 鹿児島県災害対策本部長訓令の読点の表記を改める規程（※）（危機管理課取扱い） 11
- 鹿 児 島 県 訓 令 及 び 鹿 児 島 県 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程
鹿児島県地方労働委員会 鹿児島県労働委員会（労働委員会事務局取扱い） 12

規 則

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 17 号

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表東京都の項の前に次のように加える。

茨城県	つくば市	2 級 地
-----	------	-------

（鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年鹿児島県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則別表東京都の項の前に次のように加える。

茨城県	つくば市	16パーセント級地
-----	------	-----------

附則別表岐阜県の項中「5パーセント級地」を「4パーセント級地」に改め、同表愛知県の項中「14パーセント級地」を「13パーセント級地」に改め、同表福岡県の項中「9パーセント級地」を「8パーセント級地」に改め、同表長崎県の項中「2パーセント級地」を「1パーセント級地」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第18号

鹿児島県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県私立学校等に関する規則（平成 7 年鹿児島県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表中

学令第 27 条の 2 第 1 項	専攻科（別科）設置届出書	を
	専攻科（別科）廃止届出書	

」

「

学令第 27 条の 2 第 1 項又は学令第 131 条	専攻科（別科）設置届出書	に改める。
	専攻科（別科）廃止届出書	

」

別記第 17 号様式及び別記第 18 号様式中「高等学校」を「学校（専修学校）」に改め、「第 27 条の 2 第 1 項」の次に「（学令第 131 条）」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第19号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 12 年鹿児島県規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表 3 の項中「21 の項第 5 号」を「20 の項第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第20号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成 12 年鹿児島県規則第 89 号）の一部を次のように改正

する。

第 2 条第 1 項の表中 16 の項を 17 の項とし、3 の項から 15 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 2 の項中「観光・文化スポーツ部」を「総合政策部」に改め、同項を同表 3 の項とし、同表 1 の項の次に次のように加える。

2 条例別表第 1 総合政策部の表 1 の項に掲げる手数料	地方公共団体の申請の場合	免除
-------------------------------	--------------	----

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条の 2 中「8 の項」を「10 の項」に改める。

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 21 号

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和 37 年鹿児島県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

第 7 条中「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に改め、同条第 3 号中「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に改める。

第 10 条中「第 26 条の 2 第 7 項」を「第 26 条の 2 第 8 項」に改め、同条第 1 号中「第 26 条の 2 第 6 項」を「第 26 条の 2 第 7 項」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「6 歳以上」を削る。

別記第 4 号様式（表）及び別記第 8 号様式（裏）中「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 7 条及び第 10 条の改正規定、別記第 4 号様式（表）及び別記第 8 号様式（裏）の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第 4 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第 8 号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第 8 号様式による身分証明書とみなす。

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 22 号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 15 年鹿児島県規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

種 別	品 名	単 位	使用料	備 考
			円	

能舞台	1 式	7,000	
所作台	1 式	6,350	
仮設鳥屋囲 (揚幕付)	1 台	230	
松羽目	1 台	1,050	
竹羽目	1 台	1,520	
平台	1 枚	180	
開き足	1 式	180	
箱足	1 式	180	
木台	1 式	180	
け込み	1 式	180	
演台	1 台	570	
司会者台	1 台	380	
金びょうぶ	1 双	1,300	
鳥の子びょうぶ	1 双	1,300	
木支木	1 台	20	
金支木	1 台	20	
人形立	1 台	20	

舞台大小道具	移動式姿見	1 台	60	
	ひ毛せん	1 枚	200	
	座布団	1 枚	90	
	プログラムスタンド	1 台	60	
	バレエ用シート	1 枚	110	
	上敷	1 枚	180	
	地がすり	1 枚	960	
	紗幕	1 張	960	
	振落しパイプ	1 台	800	
	雪籠	1 台	60	
	式次第兼用黒板	1 台	60	
	ドライアイスマシン	1 台	960	
	スモークジェットファン	1 台	960	
	客席内移動卓台	1 台	110	
	指揮者台	1 台	320	
指揮者用譜面台	1 台	110		
演奏者用譜面台	1 台	60		

譜面灯	1 台	20	
演奏者用椅子	1 脚	60	
コントラバス演奏者用椅子	1 脚	60	
一畳台	1 台	110	
一畳台掛け	1 台	110	
角台	1 台	60	
四本柱	1 台	60	
太鼓焙 ^{ほう} じ台	1 台	60	
電熱器	1 台	20	
見台	1 台	60	
拍子盤	1 台	60	
面台	1 台	110	
かづら ^か おけ 葛桶	1 台	340	
床 ^き 几	1 台	60	
頭 ^さ 晒台	1 台	60	
髪 ^さ 晒台	1 台	60	

	衣桁掛 <small>しょう</small> け	1 台	340	
	紅段・無紅段	1 式	110	
	めくり台	1 台	110	
楽 器	グランドピアノ (A)	1 台	11,000	調律費は, 含まない。
	グランドピアノ (B)	1 台	3,880	調律費は, 含まない。
	アップライトピアノ	1 台	590	調律費は, 含まない。
	マリンバ	1 台	1,300	
	ドラムセット	1 式	340	
	ギターアンプ	1 台	110	
	ベースアンプ	1 台	110	
	キーボードシンセサイザー	1 台	110	
	ミキサー	1 式	180	
	ボーダーライト	1 列	960	
	サスペンションライト	1 列	1,670	
	アッパーホリゾンライト	1 組	960	
	プロセニウムライト	1 列	1,670	
	トーマンタルタワーライト	1 組	960	

舞台 照明 器具	県民 ホー ル	ローアーホリゾンライト	1 組	800	
		フットライト	1 式	820	
		花道フットライト	1 式	380	
		フロントサイドスポッ トライト	1 組	960	
		フロントサイドスポッ トライト (能舞台用)	1 式	380	
		シーリングスポットラ イト	1 式	1,920	
		シーリングスポットラ イト (能舞台用)	1 式	380	
		センターピンスポット ライト	1 台	1,300	
		メタルハイライドピン スポットライト	1 台	470	
		サイドタワーライト	1 組	960	
	大ホ ール	照明フライダクト	1 列	1,670	
ローアーホリゾンライト		1 式	530		
中ホ ール	サスペンションライト	1 列	1,670		
	フロントサイドスポッ トライト	1 組	960		
	センターピンスポット ライト	1 台	700		
	吊りマイク装置	1 式	1,910		
	カセットデッキ	1 台	960		

音響関係器具	MDレコーダー	1台	960	
	CDプレーヤー	1台	960	
映像関係器具	16ミリ映写機	1式	3,910	
	オーバーヘッドカメラ	1式	1,670	
	液晶プロジェクター	1台	2,300	
	スクリーン	1張	1,670	
	VTR	1式	2,320	
	DVDプレーヤー	1式	2,320	
通信関係器具	モバイルルータ	1式	400	
陶芸窯	素焼き	1式	1,060	
	本焼き	1式	1,530	

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 23 号

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県こども総合療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 22 年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「4,370円」を「5,000円」に、「3,900円」を「4,100円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 24 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和 3 年鹿児島県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」

を

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」

に改める。

別記第 8 号様式中

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」

を

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」

に改める。

別記第 9 号様式中

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

」

を

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

」

に改める。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 25 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 | 介護支援専門員証再交付手数料 | 」 を

「 介護支援専門員証再交付手数料 輸出証明手数料 」	に、
「 休業中の漁業許可申請手数料 」	を
「 休業中の漁業許可申請手数料 沿岸漁場管理団体指定申請手数料 内水面採捕許可申請手数料 特別採捕許可申請手数料 特定水産動植物採捕許可申請手数料 」	に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県災害対策本部長訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県災害対策本部長

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県災害対策本部長訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県災害対策本部長訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿 児 島 県 訓 令 第 2 号
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

鹿 児 島 県 訓 令 及 び 鹿 児 島 県 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 を 次 の
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
よ う に 定 め る 。

令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長 采 女 博 文

鹿 児 島 県 訓 令 及 び 鹿 児 島 県 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

こ の 訓 令 の 施 行 の 際 現 に 制 定 さ れ て い る 鹿 児 島 県 訓 令 及 び 鹿 児 島
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員

鹿 児 島 県 訓 令 及 び 鹿 児 島 県 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程
鹿 児 島 県 地 方 労 働 委 員 会 鹿 児 島 県 労 働 委 員
会 訓 令 に お い て 読 点 と し て 表 記 す る 「,」 を 「、」 に 改 め る 。

附 則

こ の 訓 令 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。